

京都産業大学情報センター利用規程

制 定 平成14年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学情報センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、教育及び研究並びに大学事務のために利用することができる。

(資格)

第3条 センターを利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び研究に利用する本学の教員
- (2) 授業、研究等に情報システムを利用する学部学生及び大学院生
- (3) 大学事務に利用する本学の職員
- (4) その他特にセンター長が適当と認めた者

(申請)

第4条 センターを利用しようとする者は、必要に応じて利用申請手続きを行い、その承認を得なければならない。

- 2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたときは、申請者にユーザ ID を発行し通知する。
- 3 前項に規定するユーザ ID は、利用資格の失効又は取消しにより消滅するものとする。

(管理義務)

第5条 利用者は、自己のユーザ ID を他人に使用させてはならない。

- 2 利用者は、自己のパスワードを管理しなければならない。

(報告)

第6条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センターの利用に係る事項について報告を求めることができる。

(承認の取消)

第7条 センター長は、この規程に違反した者及びその他センターの運営に重大な支障を与えた者に対し、その者の利用承認の取消し又は一定期間利用を停止することができる。

(著作権の尊重)

第8条 利用者は、ソフトウェア、データベースその他著作物の利用に当たり、その著作権を尊重しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、京都産業大学計算機センター利用規程(昭和59年4月1日制定)は廃止する。